資料１－⑦

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
７　発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援	発達支援係・子ども家庭支援課障がい児支援係

【目的】

発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援を得られるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

【推進施策】

①発達障がいのある人への支援の充実
②医療を必要とする障がい児者等への支援
③難病等である人への支援

【取組内容】

１．発達支援推進協議会の開催
２．発達障害者支援（地域）センターによる地域の相談支援体制づくりの推進
３．発達障がいに係る啓発事業の実施
４．市町村における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置促進
５．医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所	21か所	6か所	6か所	7か所
主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業所	21か所	6か所	6か所	8か所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場				
道	1か所	1か所	1か所	1か所
圏域	21か所	20か所	20か所	20か所
市町村	82か所	44か所	60か所	70か所
医療的ケア児等コーディネーター（市町村）	82か所	28か所	56か所	68か所

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催

2	発達障害者支援（地域）センターによる支援 － 市町村等では対応困難な相談に対する対応 － 市町村が実施する事業に対する協力・助言等	発達障害者支援（地域）センターによる支援 － 市町村等では対応困難な相談に対する対応 － 市町村が実施する事業に対する協力・助言等	発達障害者支援（地域）センターによる支援 － 市町村等では対応困難な相談に対する対応 － 市町村が実施する事業に対する協力・助言等
3	発達障がいに係る啓発事業（セミナー、フォーラム等）やパネル展の実施	発達障がいに係る啓発事業（セミナー、フォーラム等）やパネル展の実施	発達障がいに係る啓発事業（セミナー、フォーラム等）やパネル展の実施
4	医療的ケア児がいる市町村に対し、支援に係る協議の場設置の働きかけ	医療的ケア児がいる市町村に対し、支援に係る協議の場設置の働きかけ	医療的ケア児がいる市町村に対し、支援に係る協議の場設置の働きかけ
5	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・ 発達支援推進協議会 の開催（３回）	・ 発達支援推進協議会 の開催（２回）	・ 発達支援推進協議会 の開催（４回）
2	・発達障害者支援（地域）センターによる支援 （相談1,380件） ※３センターの計 ※本人・家族と関係機関からのもの	・発達障害者支援（地域）センターによる支援 （相談1,741件） ※３センターの計 ※本人・家族と関係機関からのもの	・発達障害者支援（地域）センターによる支援 （相談1,151件） ※３センターの計 ※本人・家族と関係機関からのもの
3	・理解促進のための講演会の開催（12月～3月配信） ・パネル展の開催（21 か所）	・理解促進のための講演会の開催（12月～3月配信） ・パネル展の開催（16 か所）	・理解促進のための講演会の開催（2月～3月配信） ・パネル展の開催（16 か所）
4	・協議の場について、未設置の市町村に対する働きかけを実施	・協議の場について、未設置の市町村に対する働きかけを実施	・協議の場について、未設置の市町村に対する働きかけを実施
5	・医療的ケア児等コーディネーターの養成研修については、新型コロナウイルスの影響により未実施	・医療的ケア児等コーディネーターの養成研修の実施（１月）	・医療的ケア児等コーディネーターの養成研修の実施（11月）

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・　発達障がいは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であり、発達障害者支援（地域）センターにおいては、市町村等では対応が困難な問題について、本人等からの相談に応じるほか、市町村が行う各種事業に対し、専門的に協力や助言を行うなど、地域の相談支援体制づくりを推進する。

・　発達障がいの特性などに対する道民の理解の促進を図るため、講演会やパネル展を開催する。

・　主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、国の基本的な指針に基づき、各圏域に１か所以上設置をすることを目標としているが、設置が進んでいない地域がある。

・　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場についても、国の基本的な指針に基づき、医療的ケア児が在住する市町村に設置することを目標としているが、設置できていない市町村がある。

・　医療的ケア児支援センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施し、コーディネーター未配置市町村に配置する。

○評価

評価区分（※）	
C	・主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の未設置地域については、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域の課題等を把握する。 ・医療的ケア児支援センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施し、コーディネーター未配置市町村に配置する。

○次期計画に向けての意見や方向性

・発達障がい者や医療的ケアの必要な在宅の障がい者への支援の充実を図るために、各事業を継続する。

・主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の未設置地域については、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域の課題等を把握する。

・医療的ケア児支援センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施し、コーディネーター未配置市町村に配置する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況	
・　発達障がい者への支援については、発達障害者支援（地域）センターにおいて、市町村や事業所等での対応が困難ケースに対し、専門的な知識及び経験に基づき助言を行った。 ・主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の設置は微増。 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置、協議の場の設置は進んだが、目標は未達。	
○評価	
評価区分 （※）	・主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の未設置地域については、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域の課題等を把握する。 ・医療的ケア児支援センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施し、コーディネーター未配置市町村に配置する。
C	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑧

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
８　精神保健福祉・医療施策の充実	精神保健医療係

【目的】

精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【推進施策】

①地域生活を支える体制の整備　　②保健・医療の推進

【取組内容】

１　各圏域に設置する精神障がい者地域生活支援センターにおいて精神科病院における長期入院患者の退院促進及び退院後の患者の地域生活定着に向けた支援を行う。

２　精神障がい者の地域生活に係る重層的な支援を行うことを目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を各市町村に設置するため、広域調整等の支援を行う。

３　ひきこもり当事者、高次脳機能障がい者及び依存症患者等への支援や自殺対策を含む精神保健全般に係る啓発については、第５期北海道障がい福祉計画のもとで実施してきた施策を引き継ぎ継続して進める。

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
入院後３ヶ月時点の退院率	69%	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定
入院後６ヶ月時点の退院率	86%	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定
入院後１年時点の退院率	92%	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定
精神病床から退院後の１年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）	316日以上（現状維持以上）	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定	国調査により公表時期未定
精神病床における65歳以上の入院1年以上の長期入院患者数	6,430人以下（現状以下）	6,695人	6,786人	6,794人
精神病床における65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	3,140人以下（現状以下）	2,962人	2,848人	2,795人
協議の場（市町村）	圏域　21か所 市町村　179か所	21か所 111か所	21か所 111か所	21か所 111か所

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施
2	全市町村に協議の場設置	全市町村に協議の場設置	全市町村に協議の場設置
3	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。 ・協議の場の設置 （21箇所46回） ・ピアサポーターの育成・活用 （登録数101名） ・精神科病院への支援 ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動等	精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。 ・協議の場の設置 （21箇所46回） ・ピアサポーターの育成・活用 （登録数101名） ・精神科病院への支援 ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動等	精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。 ・協議の場の設置 （21箇所58回） ・ピアサポーターの育成・活用 （登録数96名） ・精神科病院への支援 ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動等
2	国の調査を活用した、各市町村の協議の場設置状況の把握及び課題分析	国の調査を活用した、各市町村の協議の場設置状況の把握及び課題分析	国の調査を活用した、各市町村の協議の場設置状況の把握及び課題分析
3	・北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、各地域において相談会・研修会を15回実施。	・北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、各地域において相談会・研修会を12回実施。	・北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、各地域において相談会・研修会を15回実施。

	（13箇所） ・保健所における相談支援や地域生活を支援するため、就労、在宅生活等の利用支援を実施。 ・ 北海道自殺対策連絡会議（１回）及び自殺対策地域連絡会議の開催。	（12箇所） ・保健所における相談支援や地域生活を支援するため、就労、在宅生活等の利用支援を実施。 ・ 北海道自殺対策連絡会議（３回）及び自殺対策地域連絡会議の開催。	（15箇所） ・保健所における相談支援や地域生活を支援するため、就労、在宅生活等の利用支援を実施。 ・ 北海道自殺対策連絡会議（１回）の開催

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・精神障がい者地域生活支援センターへの相談件数は増加傾向にあるが、入院患者の退院を進めた結果、現状、長期入院しているのは重度の患者が多くなっており、地域移行した人数の増加率は減少傾向にある。引き続き、精神障がい者地域生活支援センターの活動を継続的に行い、長期入院患者が地域移行できるように進めていく。また、一時的に退院をしても再入院になる方もいることから、地域で住みやすい環境を整備できるよう、地域住民への普及啓発活動等を行い、地域定着支援についても継続していく。 ・各市町村の協議の場設置に向けた支援については、未設置市町村の課題分析を行い、既に設置済の市町村の好事例などを情報提供していく。 ・ひきこもり、高次脳機能障がい、依存症対策及び自殺対策の支援については、引き続き取組を継続していく。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	より効果的な支援を実施するため、関係機関との連携を密にし、成果目標達成に向けて、事業を継続する必要がある。
C	

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）
・各市町村で協議の場を設置できるよう、引き続き精神障がい者地域生活支援センターの圏域会議等を活用し、整備状況や好事例の情報提供を行い、市町村への支援を行う。 また、その他の支援についても引き続き、関係機関等と連携し、地域のサポート体制づくりを行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・精神障がい者地域生活支援センターへの相談件数は増加傾向にあるが、入院患者の退院を進めた結果、現状、長期入院しているのは重度の患者が多くなっており、地域移行した人数の増加率は減少傾向にある。引き続き、精神障がい者地域生活支援センターの活動を継続的に行い、長期入院患者が地域移行できるように進めていく。また、一時的に退院をしても再入院になる方もいることから、地域で住みやすい環境を整備できるよう、地域住民への普及啓発活動等を行い、地域定着支援についても継続していく。

・各市町村の協議の場設置に向けた支援については、未設置市町村の課題分析を行い、既に設置済の市町村の好事例などを情報提供していく。

・ひきこもり、高次脳機能障がい、依存症対策及び自殺対策の支援については、引き続き取組を継続していく。

○評価

評価区分（※）	
C	より効果的な支援を実施するため、関係機関との連携を密にし、成果目標達成に向けて、事業を継続する必要がある。

○次期計画に向けての意見や方向性

・各市町村で協議の場を設置できるよう、引き続き精神障がい者地域生活支援センターの圏域会議等を活用し、整備状況や好事例の情報提供を行い、市町村への支援を行う。また、その他の支援についても引き続き、関係機関等と連携し、地域のサポート体制づくりを行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

・精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。コロナ禍を経て、相談件数や活動時間は増加傾向にあり、長期入院患者も減少傾向にあるが、65歳以上の長期入院患者は増加。

・国の調査を活用し、各市町村の協議の場設置状況を把握。

・ひきこもり当事者、高次脳機能障がい者及び依存症患者等への支援や自殺対策を含む精神保健全般に係る啓発については、第５期北海道障がい福祉計画に引き続き取組を継続。

○評価

評価区分（※）	
C	より効果的な支援を実施するため、関係機関との連携を密にし、第１期ほっかいどう障がい福祉プランにおいても事業を継続する必要がある。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている